

建設工事受注動態統計調査の品質改善への取組について

国土交通省総合政策局情報政策課
建設経済統計調査室

建設工事統計調査の体系

建設工事統計調査

(1) 建設工事 施工統計調査 (年次調査)

①施工調査票

建設工事の完成工事高に加え、就業者数や経費、販売費及び一般管理費、材料費等の付加価値額なども総合的に把握

【無作為抽出(全数階層あり)】

(2) 建設工事 受注動態統計調査 (月次調査)

②動態調査票甲(共通)

建設業者の建設工事受注動向を月次で把握

【無作為抽出(全数階層あり)(動態調査票乙の対象者として、国土交通大臣が指定した業者を含む)】

③動態調査票乙

発注者別・工事種類別の月間受注高、施工場所別の月間受注高、月間施工高・月末の手持ち工事高を把握

【国土交通大臣が指定した大手建設業者49社を有意抽出】

建設工事統計調査の概要

調査の目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

＜調査範囲＞ 建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む者

＜調査事項＞

- ① 施工調査票 : 資本金又は出資金、業態別工事種類、就業者数、年間完成工事高、兼業売上高、国内建設工事の年間受注高、建設業の付加価値額及び原価、都道府県別元請完成工事高 等
- ② 動態調査票甲 : 月間受注高、公共機関からの受注工事（工事名、施工場所、受注形式、請負契約額 等）、民間等からの受注工事（工事名、施工場所、請負契約額 等） 等
- ③ 動態調査票乙 : 発注者別・工事種類別の月間受注高、施工場所別の月間受注高、月間施工高・月末の手持ち工事高

＜報告者数＞

- ① 施工調査票 : 約11万業者（無作為抽出（全数階層あり））
- ② 動態調査票甲 : 約12,000業者（無作為抽出（全数階層あり）・大手指定建設業者49社を有意抽出）
- ③ 動態調査票乙 : 49業者（大手指定建設業者を有意抽出）

＜調査方法＞ 郵送調査、調査員調査、オンライン調査（電子メール）で実施

＜調査周期、公表＞

- ① 施工調査票 : 年次、毎年度末に公表
- ② 動態調査票甲 : 月次、調査月の翌々月の10日前後に公表
- ③ 動態調査票乙 : 月次、調査月の翌月の末日に公表

主な利活用

- ・産業連関表（建設部門）の基礎データ（施工調査票）
- ・建設工事受注動態調査、建築物リフォーム・リニューアル調査など、他の統計調査の母集団情報（施工調査票）
- ・月例経済報告（公共投資）、建設総合統計の基礎データ（動態調査甲）
- ・建設資材・労働力需要実態調査の母集団情報（動態調査票甲）

<経緯>

建設工事受注動態統計調査において、令和5年度における調査対象企業1者の回答に誤報告を発見したため、内閣府を始めとする関係機関に一報を入れつつ、令和6年6月11日に同統計調査の公表値を訂正した。

<誤報告の内容>

当該企業1者が、本来、受注月（1ヶ月）のみ当該受注額を報告すべきであったが、工事が完了するまで同額を毎月報告する必要があると誤認し、6ヶ月にわたって重複して報告等を行っていた。

<対応>

- ・ 調査対象者と都道府県に対し、誤記入防止の「ガイド」（留意点を赤字で強調）を再送付（7/12までに送付）
- ・ 建設業団体（全国建設業協会、建設産業専門団体連合会）に対し、会員企業に同「ガイド」を周知するよう依頼済（7/4までに連絡）
- ・ 調査対象者、都道府県、建設業団体に対し、記載方法を分かりやすくした「冊子（記入の手引）」と注意喚起の記載を追記した「調査票」を9月下旬に送付予定

令和6年7月3日

建設工事受注動態統計調査

調査対象事業者 ご担当者様

国土交通省総合政策局情報政策課
建設経済統計調査室

建設工事受注動態統計調査に係る回答方法について（周知）

日頃より建設工事受注動態統計調査にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

今般、令和5年度の調査で、回答事業者1社が、受注があった月のみ報告すべきところ、完成月までほぼ毎月報告を行っていたことが判明いたしました。

国土交通省としては、改善策として、調査対象事業者から正確な方法に基づき回答をしていただけるよう、調査票の記入方法について、下記の点をよりわかりやすく記載した資料（記入の手引き、統計調査ガイド）を作成し、調査票についても注意書きの文言を記載いたしますが、取り急ぎ別添のとおり、統計調査ガイドを作成しましたので、送付いたします。

【記入上の注意点】

- ・ 調査票には、当月の受注実績のみを記入してください。
- ・ 過去に受注した工事は記入しないでください。

建設工事受注動態統計調査ガイド

政府統計

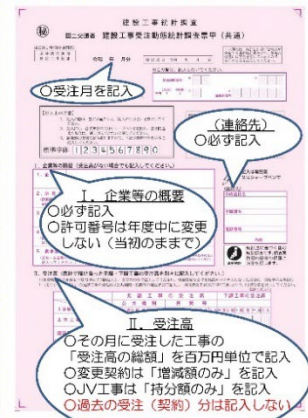


簡単記載例

受注した月の受注高について記入します。
過去の受注については記入しないで！

【表面】

※下請工事のみであれば表面だけで記入終了！



II. 受注高
○その月に受注した工事の「受注高の総額」を百万円単位で記入
○変更契約は「増減額のみ」を記入
○JV工事は「持分額のみ」を記入
○過去の受注（契約）分は記入しない

【裏面】

III. 公共機関からの受注工事
1 契約あたり±500万円以上の工事がある場合のみ
百万円単位で記入

IV. 民間等からの受注工事
土木・機械装置等工事は
1 契約あたり±500万円以上
建築工事・建築設備工事は
1 契約あたり±5億円以上の工事がある場合のみ
百万円単位で記入

※1枚に記入しきれない場合は、調査票を追加して記入。
◎ その場合、表面は「企業名」だけ記載
◎ 調査票が足りない場合はご連絡を！

国土交通省

建設工事受注動態統計調査

令和6年度 国土交通省

記入の手引き

- この調査は、貴社の建設工事の受注総額及び公共機関・民間等からの個別受注工事について毎月調査するものです。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

調査結果のホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji_list.html

- 不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室

住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館14階

電話 03-5253-8111 (内線28624、28634)

- 秘密の保護には万全を期しています。
この調査は統計法による基幹統計調査であり、提出いただいた情報は固く保護されるとともに、これらの情報を取り扱う職員も罰則を伴う厳しい守秘義務を負っています(統計法第41条及び第57条)。

- 調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の10日です。
毎月の受注分につき、提出期限での提出をお願いいたします。
なお、建設工事の受注実績がない月でも、毎月の動向を把握する必要があるため、同額でも調査票の提出をお願いします。

- 受注した月のみ受注実績を記入してください。
過去の受注(契約)については、記入しないでください。

おぼえ書き欄

この欄は、提出時のおぼえ書き欄としてご利用ください。

受注月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
提出期限	5/10	6/10	7/10	8/10	9/10	10/10	11/10	12/10	1/10	2/10	3/10	4/10
✓												

次頁以降の記入上の注意、記入方法等をよく読んで記入してください。

2. 調査の範囲

◎調査対象工事について

(1) 建設工事の範囲

建設工事とは、「建設業法第2条第1項に規定する工事」のことをいいます。したがって、次の役務提供や維持管理業務は調査対象外です。

測量、設計、積算、監理、ボーリング調査、文化遺産発掘、炭鉱・鉱山の坑道掘削工事、除草作業、除雪作業等の工事を伴わない維持管理業務(なお、これらが建設工事と包括して発注されている契約の場合は除きます。)

(2) 国内の建設工事が対象です。

海外部門がある場合には、これを除いた国内部門のみに係る金額を記入してください。

なお、駐留軍や外国公館等から受注した日本国内で行う工事は調査対象となります。

◎調査対象期間について

(3) 調査票には受注した月のみ受注実績を記入してください。

対象となる期間は、毎月1日から末日までのひと月となります。原則として受注月は、契約を行った月としてください。

変更契約(増額・減額)を行った場合もこれに準じて、変更契約を行った月に変更分のみを受注額として記入してください。

(4) 過去に受注(契約)し、その月に施工している工事については、記入しないでください。

◎令和6年度調査は、

令和6年4月分の受注実績 ～ 翌年3月分の受注実績

の12か月分が対象です。

12か月間ご協力くださいますようお願いいたします。

次の点についてもご注意ください。

地方公共団体発注の元請工事で、議会承認前に仮契約をし、議会承認後に本契約をする場合、本契約の時点で記入してください。

記入の手引き及び調査票における追記②

(2) II 受注高

- 受注した月の元請工事の受注高及び下請工事の受注高の総額を記入してください。
- ※ 受注高は請負契約額の大小にかかわらず、総額を記入してください。
- 過去に受注（契約）し、その月に施工している工事については、記入しないでください
- ひと月の提出が複数枚になる場合は、受注高の総額を1枚目に記入してください。
- 2枚目以降の受注高の欄は、空白のまま提出してください。
- 受注実績のない場合は、受注高の欄は空白のまま提出してください。
- 以下の点にも注意してください。
 - 1 1件の工事に土木工事、建築工事等が混在する場合は、全体に占める額の大きい工事種類に区分してください。
 - 2 変更契約等により、受注高がマイナスになった場合は、金額の頭（最初の数字の左隣の枠）に「-」（マイナス）を記入してください。
 - 3 J V工事（共同請負工事）の場合、受注高の欄は代表者もそれ以外の構成員も、持分額を記入してください。
（J V工事とは、複数の建設業者が、共同企業体を結成して受注・施工する建設工事をいいます。）
 - 4 元請工事と下請工事の区分について
元請工事：発注者（施工主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含みます。
下請工事：元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、1次又は2次等の下請工事を含みます。

記入例(実績あり)

工事種類	元請工事の受注高										下請工事の受注高									
	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万
土木工事	8	8	8	6	7	4	8	8	8	8	5	3	8	8	8	8	0			
建築工事・建築設備工事	8	8	8	5	4	5	8	8	2	4	2	5	8	8	8	3	2			
機械装置等工事	8	8	8	8	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	3				

- ★受注高のうち、元請工事の実績があり、その元請工事の中に下記の条件に該当する工事がある場合は、第2面（裏面）に工事の具体的内容を記入してください。
- なお、元請工事の中に下記の条件に該当する工事がない場合は第1面（表面）で

	元請工事	
	公共機関	民間等
土木工事	○	○
建築工事・建築設備工事	○	◎
機械装置等工事	○	○

- 調査は終了となります。
- ：1件±5百万円以上の工事は具体的内容を記載。
- ◎：1件±5億円以上の工事は具体的内容を記載。

第2面の記入方法等の詳細については、6、7ページをご覧ください。

「調査票」
（赤字箇所）に追記

建設工事統計調査
国土交通省 建設工事受注動態統計調査票甲（共通）

様式第1号(第8条関係)
基 礎 統 計 調 査
建設工事統計

令和 年 月 分
提出期日 令和 年 月 日

この調査票は、統計法に基づき政府が実施する統計法調査です。秘密の保護に努めます。この調査票に記入する情報は、厳格に管理され、第三者に提供されません。

※この欄は、記入しないでください。

調査対象工事
I. 受注高は、国内で施工されるすべての建設工事
II. 公共機関からの受注工事
1件500万円以上のすべての元請工事
IV. 民間からの受注工事
以下の範囲のすべての元請工事
土木工事及び機械装置等工事：1件500万円以上
建築工事・建築設備等工事：1件5億円以上

【記入上の注意】
1. 記入の際は、別にお配りした「記入の手引き」を参照してください。
2. 記入には、必ず黒鉛筆又はシャープペンを使用し、書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
3. 調査票は機械で読み取りますので、下記の標準字体を参考に記入してください。

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

【取注注意】 この調査票は、機械で読み取りますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。

I. 企業等の概要（受注高がない場合でも記入してください。）

1. 企業名
2. 所在地
3. 許可番号
4. 経営組織
5. 資本金・出資金

記入は黒鉛筆又はシャープペンで
(連絡先)
代表者氏名
所属部署
電話番号
内線
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の取扱いの保護に万全を期します。

II. 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。）
①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、数字の左隣の枠に「-」を付けてください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事（以下「JV工事」という。）は持分額を計上してください。（単位：百万円）

工事種類	元請工事の受注高										下請工事の受注高									
	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万
土木工事																				
建築工事・建築設備工事																				
機械装置等工事																				

公共機関から受注した元請工事のうち、1件500万円以上の工事をすべて第2面のII. に記入してください。

民間等から受注した元請工事のうち、1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事1件5億円以上の建築工事・建築設備工事をすべて第2面のIV. に記入してください。

受注した月のみ受注実績を記入してください。
過去の受注（契約）については、記入しないでください。

III. 第1面へ
IV.

建設工事受注動態統計調査の誤報告対策の対応状況

令和6年8月30日 統計品質改善会議資料

統計品質改善会議における助言をいただきながら、誤報告に関する改善策の本年内の中間整理に向け、以下の3つの柱に沿って取り組んでいるところ。

1 より分かりやすい説明資料による周知の徹底

- 調査対象者と都道府県に対し、誤記入防止の「ガイド」(留意点を赤字で強調)を再送付済(7/12までに送付)
- 建設業団体(全国建設業協会、建設産業専門団体連合会)に対し、会員企業に同「ガイド」を周知するよう依頼済(7/4までに連絡)
- 調査対象者、都道府県、建設業団体に対し、記載方法を分かりやすくした「冊子(記入の手引)」と注意喚起の記載を追記した「調査票」を9月下旬に送付予定

2 誤報告の疑いのある数値を確認できる仕組みの導入

- 誤回答の防止と回答内容をより簡便に確認する観点から検討中であり、その方向性は以下のとおり
 - ① オンライン回答システムを来年度から本格的に運用し、回答業者が調査票の入力段階で誤記入を防止できるようにするほか、誤報告の疑いのある数値を検知できる仕組みの導入(同システムへのアクセスを容易にするQRコードの導入を含む)
 - ② 前月や前年同月の回答内容との比較により、誤報告の疑いのある数値等を特定する方法
 - ③ 疑義のある回答内容を回答業者に照会する際、回答業者への負担感が少なく、疑義の有無を確実に確認できる質問内容のあり方

3 標本抽出等のあり方の検討

- 統計品質改善会議の審議を通じて、標本抽出等の現状を整理するとともに、特定の回答業者の回答内容によって大きな影響を受けない標本抽出や算出方法のあり方について検討中